

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

2022年4月1日

2. 認定事業適応事業者の名称

阪和興業株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

（1）事業適応に係る事業の目標

阪和興業の競争力をデジタル面から強化し、顧客課題、ニーズに基づいた事業やビジネスモデルの変革を目指すため、阪和興業のDX推進を進めていく。阪和興業ではDXをその特性と効果に応じて下記の3Stepに分割している。

- ・守り・・・自動化ツール等を利用したコスト削減、多様な職場環境への対応
- ・中盤・・・全社業務の標準化、データ活用の基盤構築
- ・攻め・・・競争力強化

中盤の要として、新しい基幹システム（Shift）を導入し、属人的な業務手法から統一的なシステムフローによる標準化を行い社内の生産性の向上と、データを用いた意思決定を行える企業への変革を目指す。そのうえで、弊社第7次中計のキャッチフレーズでもあった「そ（即納）こ（小口）か（加工）」事業をデジタル面から付加価値をつけてサポートし、阪和興業の競争力を高めていく。

（2）その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

令和6年度(2024年度)において、ROAの伸び率(令和4年度(2022年度)から令和6年度(2024年度)までの期間における伸び率)が、平成26年度(2014年度)から平成30年度(2018年度)までの5年間におけるROAの平均値と比較して、1.5%ポイント以上上回ることを目標とする。

（3）財務内容の健全性の向上を示す目標

財務内容の健全性の向上としては、令和6年度(2024年度)において、当社の有利子負債はキャッシュフローの▲1.0倍、経常収支比率は101.9%となる予定。

（4）事業適応の類型

情報技術事業適応

- (5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）
鉄鋼を中心に各種商品の販売を主たる事業(53: 建築材料、鉱物・金属材料等の卸売業)
(選定の理由)

同事業において、昨今の顧客の価値観の変化にスピード感を持って対応する必要性が生じていることを踏まえ、様々な経営指標をタイムリーに把握するためや、社内の生産性の向上を目指すために事業適応を実施する。

- (6) 事業適応の具体的内容

ビジネスモデルの変革のため、業務管理手法・組織の再設計を行い、属人的な業務を標準化するとともに、これらの業務データを用いて意思決定を行える企業へと変革するための基盤を整備する。

具体的には、顧客情報・在庫管理・人事データなどの社内活動データや、仕入や販売といった損益情報などの経営データと、市場動向や顧客情報を組み合わせて分析することで、例えば、高度な需要予測を実現するとともに顧客ニーズ予測に基づいた商品レコメンドを可能とするなど、「エリア（地域）」、「タイミング（時間）」毎の営業戦略アプローチ手法を統一化し、適切なタイミングで適切な顧客にアプローチすることができるようにする。こうした取組を実現すべく、営業活動におけるリアルタイムデータ管理や、経営データの一元的な収集・分析を実現できる新しい基幹システム(Shift)へ刷新を行い、業務効率化と同時に売上高の拡大を目指す。

また、こうした基盤整備後、将来的には、例えば、物流会社と連携し、Shiftと個別業務システムや外部データを連携させ、阪和興業が主体性を持って、対顧客への配送業務を実施する統合ソリューションを社内・社外取引先へ展開していく予定。

これらの取組により、販売費及び一般管理費を売上高で除した値が8.8%以上減少となることを目指す。

- ・産業競争力強化法第21条の2第2項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準への適合：有
- ・産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準への適合：有
- ・情報処理の促進に関する法律第31条の規定に基づく経済産業大臣の認定取得：済

- (7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：2022年4月

終了時期：2025年3月